

老 発 0328 第 6 号
令和 7 年 3 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和 5 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）

令和 6 年 12 月 27 日に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する令和 5 年度の調査結果を公表したところです。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待は、相談・通報件数 3,441 件、虐待判断件数 1,123 件といずれも過去最多となり、養護者による虐待は、相談・通報件数は 40,386 件であり過去最多、虐待判断件数 17,100 件であり横ばいとなりました。

このような状況に加え、調査結果では過去に虐待が発生した介護施設等において、虐待が再発している件数が増加している状況があったことを踏まえると、自治体や介護保険施設等における、より一層の対応の強化が必要です。

つきましては、下記に留意の上、高齢者虐待防止に資する体制整備の充実や再発防止に向けた取組の強化等に一層のご尽力をいただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係団体等への周知及びこれらを通じた介護施設・事業所等への周知を徹底していただくようお願いします。

【通知の要点】

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた適切な対応等

- ・本調査結果の活用による地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応（悪化防止）、再発防止に関する対策の実施
- ・令和6年12月27日発出の「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）」通知や、令和7年1月20日発出の「高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係る Q&A の周知について」の事務連絡、当該調査結果などを用いた指導助言の実施
- ・虐待の再発防止等のため、虐待の初発事例の初動対応時における適切な監査の実施、都道府県と市町村との連携・協働の実施
- ・家族全体を支援する観点からの養護者支援の適切な実施
- ・専門職の活用や研修等による適切な事実確認及び虐待の判断等の実施
- ・認知症施策等との連携
- ・虐待の発生や対応の経過の客観的な検証
- ・性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とした被虐待高齢者に対する介護施設への入所等の適切な措置

2 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進に係る体制整備等

- ・「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえた、高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の改善、見直しに係る課程（PDCA サイクル）の計画的な実施
- ・改定版「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）及び国マニュアル別冊、Q&A 等の積極的な活用と周知の徹底
- ・介護サービス相談員派遣事業等の推進

3 高齢者権利擁護等推進事業の活用

今年度より、権利擁護推進員養成研修において追加した内容（研修内でハラスメント等のストレス対策に関する研修も実施可能とする）や、権利擁護相談窓口における追加した利用対象者（高齢者本人・家族に加え、介護職員等も加える）等の周知と積極的な活用

4 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

都道府県における市町村への適切な支援、助言及び注意喚起

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた高齢者虐待への適切な対応等

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、法第 26 条に基づく対応状況等に関する調査結果を十分に活用し、都道府県と市町村が緊密に連携・協働し、虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な対応（悪化防止）及び再発防止に関する対策を積極的に講じていただくようお願いします。

(1) 養介護施設従事者等による虐待の調査結果を踏まえた適切な対応について

本調査結果では、特に、養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合や再発事案が増加しました。

虐待の相談・通報及び虐待判断件数、被虐待者数の増加要因については、

- ・ 適正な手続きを経ていない身体的拘束等を含む身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄の増加や、
- ・ 入所者・入居者に対する金銭の寄付・贈与の強要等の 1 件当たりの被虐待者が多い経済的虐待事案の発生が確認されたことによるものであり、
- ・ サービス種別でみると、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護で件数が増加しています。

本調査結果を受け、令和 6 年 12 月 27 日に、施設・事業所における虐待防止及び身体的拘束等の適正化の取組の徹底を図るため、高齢者施設等の関係団体に対し、「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）」（以下、「要請通知」という。）を発出し、改めて会員施設・事業所に虐待防止措置等について周知を図るとともに、分析結果を踏まえた当該措置等の実施の徹底に向けた団体としての啓発活動の実施についての協力を要請しました。

令和 6 年度介護報酬改定においては、高齢者虐待防止の推進のため、高齢者虐待防止措置（※）が講じられていない場合に、基本報酬を減算することとしました。あわせて、身体的拘束等の適正化のさらなる推進のため、

- ・ 訪問系サービス及び通所系サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録について義務付けるとともに、
- ・ 短期入所系サービス及び多機能系サービスについては、身体的拘束等の適正化のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施を義務づけ、これらの措置が講じられていない場合は、今年度末までの経過措置を設け、基本報酬を減算することとしました。

養介護施設等に対する集団指導等の機会を活用し、高齢者虐待防止措置、身体的拘束等の適正化のための措置の周知を行うようお願いいたします。また、措置の実施状況の把握を進めるとともに、これまで発出した通知や、調査結果を活用し、虐待が認められた養介護施設等に対する対応や、集団指導に参加の事業者への集中的な指導等の徹底を図ること等により、養介護施設等において、虐待の再発防止や未然防止に向けた組織的な対応が適切に行われるようお願いします。

特に、虐待の再発防止を図るためには、初動対応等から、指導監督権限を有する都道府県が監査等の権限を適切に行使できるよう、都道府県の老人福祉法及び介護保険法の所管課と、当該養介護施設等の所在地市町村との間で、十分な情報共有、連携・協働を図ることが重要です。

(2) 養護者による虐待の調査結果を踏まえた適切な対応について

養護者による虐待が発生する背景として、「認知症介護と介護負担・介護力」や「養護者の孤立、支援の受けにくさ」、「サービス利用の困難さ及び家庭内の課題」等が報告されています。また、養護者支援の取組内容として、「養護者への相談・助言」や「養護者への定期的な声がけ、ねぎらい等による関係性の構築・維持」、「養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント」等の実施割合に比して、「養護者支援の終結の判断」や「家族・親族・近隣住民等との関係性の調整」、「養護者支援のゴールの設定、支援方法の確認」等の実施が低い傾向にあります。

虐待を受けた高齢者を保護するため、養護者を含めた家族全体を支援する観点から、収集した情報に基づき課題を明らかにするとともに、高齢者本人の支援チームと養護者の支援チーム等の関係者で合意された方針に基づき、支援の方法やゴールの設定などを計画に位置づけ、終結に向かって支援を実施することが重要です。

なお、法第13条に基づいた面会制限が高齢者本人と養護者の両方に対する行政処分に該当し、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の適用を受けるとした判例を踏まえ、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）の改訂を行ったところであり、当該マニュアルを踏まえ、高齢者本人及び養護者支援チーム等の関係者による虐待対応プロセスを計画的に実施するようにお願いします。

(3) 養護者及び養介護施設従事者等による虐待対応に共通する事項について

本調査結果において、事実確認を行っていない事案や、事実確認を行ったものの、確認を行った対象者が限定的だったこと等により情報が十分に把握できず、虐待の有無の判断が困難であった事案が報告されています。市町村等が高齢者虐待に係る通報等を受けた際は、速やかに高齢者の安全確認を実施するとともに、事実確認を行い、虐待の有無の判断することとされています。このため、高齢者の生命及び身体の安全確認や、虐待の有無の判断等の対応が適切になされるよう、研修等の機会を活用し、警察の援助、専門職の関与を必要に応じ得ることや、適切な事実確認及び虐待の判断等を行うことについて周知等を行っていただくようお願いします。

また、虐待の発生要因として、認知症による行動・心理症状（BPSD）などを起因とした養護者の介護疲れや、養介護施設従事者の認知症ケア等に関する知識・技術不足等があげられています。認知症施策推進基本計画において、「認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護」のため「虐待の発生又はその再発防止等」に係る施策の実施について明記されたことを踏まえ、当該計画に基づく認知症施策等との連携を図っていただくようお願いします。

加えて、本調査結果において、虐待の再発防止策の実施の有無が事後検証・振り返りの実施の有無と関連性が強いことが示唆されています。外部の専門家等や「検証の手引き」※の活用により、死亡事案も含め、虐待の発生や対応の経過を客観的に検証し、虐待の再発や未然防止に関する対策を講じるようお願いします。

なお、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関すること等を理由とした虐待を受けた高齢者も含め、老人福祉法に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう市町村への周知をお願いします。

※ 令和3年度「高齢者虐待における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防

2 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進に係る体制整備等

本調査結果では、

- ・ 養護者による虐待対応において、市町村の体制整備の取組状況と高齢者人口当たりの虐待の相談・通報及び虐待判断件数が一定の相関関係にあることや、
- ・ 養護者による虐待対応の市町村の体制整備の取組実施率が高い場合、当該自治体では養介護施設従事者等による虐待対応の取組実施率も高い傾向があることが確認されています。

虐待の早期発見等のため、市町村及び都道府県による虐待対応に係る体制整備に積極的に取り組むようお願いします。

(1) 高齢者虐待防止に係る計画策定及び評価（PDCA サイクル）の実施

介護保険法第 116 条第 1 項の規定に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の評価、見直しに係る課程（PDCA サイクル）の計画的な実施をお願いします。

(2) 国マニュアル及び国マニュアル別冊等の活用と周知徹底

市町村、都道府県における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）について、

- ・ 令和 6 年度の介護報酬改定において、高齢者虐待防止の推進及び身体的拘束等の適正化の推進を図ったことを踏まえた記載や、
- ・ 法第 13 条に基づいた面会制限に関する裁判例を踏まえた留意点を追加するなどの見直しを行いました。

また、令和 5 年度の老健事業で作成した「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」を、国マニュアル別冊として再構築し、虐待対応における Q&A の充実も図り、厚生労働省ホームページに掲載したところです。

今回の改訂の内容について十分御了知いただき、周知徹底をお願いします。

(3) 介護サービス相談員派遣事業等の推進

介護施設等において、虐待等が疑われる事案が生じることなく、利用者が安心して過ごせる環境を作るためには、風通しの良い環境を作り出すことが大切であり、このためには、施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、介護サービス相談員（※）の支援を受けるなど第三者の支援を受けることも効果的です。

具体的には、介護サービス相談員派遣等事業（地域支援事業（任意事業））の実施が有効であると考えられることから、都道府県においては、介護サービス相談員の積極的な活用を図るとともに、効果的に実施が実施されるよう、未実施市町村に対する事業効果等の周知や、地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費用等の助成対象化、住宅型有料老人ホームやサ

ービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いします。

※ 地域で活躍する市民ボランティア（介護サービス相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html）

3 高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業については、今年度より、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の取組を一層推進する観点から、権利擁護推進員養成研修において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施可能とするとともに、権利擁護相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく、介護職員等も対象としました。

また、本事業では、介護施設等に対し、虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修や、高齢者虐待防止措置に係る指導等を行うための専門職の派遣に関する費用について、助成対象としております。

さらに、養護者による虐待については、虐待につながる可能性があるものの、市町村のみでの対応が難しい事案に対しては、市町村が、介護支援専門員等と連携し、弁護士、社会福祉士、医師等の専門職の派遣（いわゆるアウトリーチ）を得て対応することが有効とされており、当該費用についても本事業の対象としています。

これらについて、積極的な活用いただき、引き続き、管内市町村への支援をお願いします。

4 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

高齢者の財産を狙った不当な物品販売や購入の強要、住宅改修などの財産上の不当取引※による高齢者の被害については、法第 27 条の規定に基づき、市町村において適切な対応が図られるよう、平成 27 年に都道府県に対し通知を発出し、消費生活担当部署や関係機関の紹介等を実施することや、必要に応じて消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）等を有効活用し、関係部署、機関の連携体制の構築に努めるよう依頼しているところです。

都道府県においては、市町村での財産上の不当取引に係る対応について、改善が必要と認められる場合等には、適切な支援、助言や注意喚起をお願いします。

※ 養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得ることを目的として高齢者を行う取引

（参考）平成 27 年以降に発出した通知

「法律に基づく対応状況等に関する調査結果、及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22753.html）